

第541回（令和5年度第4回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年8月25日（金）11時00分～11時40分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員

使用者代表委員 西本委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、高橋労働基準部長

片山賃金室長、市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議事

（1）鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

5 資料目次

（1）鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）に対する異議申出（写）

（2）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

（3）鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

（4）厚生労働省プレスリリース 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申さ
れました

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第541回（令和5年度第4回）鳥取地方最低賃金審議
会を開催します。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する道前委員、労働者を代表する山崎委員、使用者を代表する北村委員は欠席です。なお、公益を代表します佐藤会長はオンラインにて御出席頂いております。現時点で15名の委員のうち、12名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の審議会は公開しており、4名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、既に受付でお配りしました傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の審議会の進行を中野会長代理にお願いいたします。

中野会長代理 皆さん、こんにちは。今日は、佐藤会長がオンラインでの参加ですので、私が議事進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速議事に入りたいと思います。

本日、異議の申出がなされていますので、議事の1、鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 異議申出の内容につきまして、御説明します。

本年8月9日、令和5年度鳥取県最低賃金についての答申に関する異議申出に係る公示を行いましたところ、鳥取県労働組合総連合議長から鳥取労働局長宛てに異議申出が提出されております。

資料1ページを御覧ください。表題および本文を読み上げさせていただきます。

〔異議申出 読上げ〕

したがいまして、ただ今から異議申出の取扱いについて諮問を行います。

会長代理、局長、よろしくお願いいたします。

平川労働局長 よろしく申し上げます。

〔局長から会長代理へ諮問文手交〕

中野会長代理 ただ今労働局長より、審議会会長宛てに異議の申出についての諮問を受け取りました。その内容について、事務局で読上げをお願いします。

市村賃金室長補佐 鳥労発基0825第1号、令和5年8月25日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、平川雅浩。

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。

標記について、鳥取県労働組合総連合議長田中暁から、別添のとおり最低賃金法第11

条第2項及び同法第12条に基づく異議申出があったので、貴会の意見を求める。

中野会長代理 ありがとうございます。ただ今異議申出の取扱いについての諮問を受けましたので、審議に入り、委員の皆様から意見を頂きたいと思っております。異議申出の内容は、答申額が私たちの求めてきた引上げ額には不十分であるというような内容ですが、この異議申出について、まずは労働者側の委員から意見を頂きたいと思えます。

どなたか意見をよろしくお願いします。

河村委員 労働者側から異議申出に関して、意見を述べさせていただきたいと思えます。

先ほど読み上げていただきました異議申出の内容は、同感するところも多くございます。この間、我々としても、1,000円への引上げということを強く求めてまいりました。ただ、一方では、これだけ膨大な資料を事務局に準備していただいて、慎重に審議を重ねてきましたが、最終的には労使の合致点が見いだせなかったというところであり、公益委員の方々に御苦労いただいて、結果としては公益見解で示された46円の引上げ、900円結審したということです。

まだまだ全体水準からすれば低い金額だということは認識をしております。ここにも書いてありますが、東京等、近隣の兵庫、岡山、この辺りとの差は縮んだということは一定程度評価できていると思っております。一方で、島根とは差が開きましたが、4円高いといっても、島根もまだまだ低い水準にあると思っております。これは、島根が勝った、鳥取が勝ったという話ではなくて、島根、鳥取が、双方が引き上げていくのだという、そういった勢いにしていくべきだと思っております。

総合的に考えまして、今回出しました答申のとおりという方向で確認をさせていただければと思っております。以上です。

中野会長代理 ありがとうございます。ほかの労働者側委員の方で、意見はありますか。
(なし)

中野会長代理 ありがとうございます。それでは、使用者側委員から意見を頂きたいと思えます。

西本委員 今年も専門部会を6回実施し、十分な議論は尽くされた46円だと思っております。

話は少し変わりますが、最低賃金の審議の対象外ですけれども、毎年のように懸念されていまして年収の壁についても、やっと10月から暫定的な対応が決まりました。それから、遅いとはいえ、ガソリンなどの燃料価格の高騰対策も8月中にまとめるよう指示が出

され、暫定的な対応が延長される見込みです。

一方で、政府は、6月に新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画を閣議決定しましたが、その中の68ページで、「本実行計画を具体的に推進するため、5年間を目途として作成した工程表に基づき、毎年度、実行状況についてフォローアップを行い、設定したKPIに沿って、PDCAサイクルを進めるEBPMを実施する。」と述べております。経済成長を促して、国民生活が豊かになる政策立案、目標設定に期待するものであるということで、次は政府がどういう対策を打つのかと考えています。以上です。

中野会長代理 ありがとうございます。今回のこの異議申出についての最終的な見解としては、いかがですか。

西本委員 答申どおりでと思っております。

中野会長代理 ありがとうございます。ほかに意見のある方、お話ししたいと思っております。

河村委員 審議会や、専門部会の中でも御紹介をさせていただきましたが、佐賀県が佐賀地方最低賃金審議会に対して、県として要望を提出するということがございました。また、最低賃金が決まった後、北関東の辺りの県が、その県は目安プラス2円だったと思いますが、審議会に対して、目安プラス2円にとどまったのは低過ぎるのではないかと、そのとどまった理由を書面で回答してほしいという内容の要望が出されるというようなこともございました。そういった流れが全国的に広がりつつあると思っております。

それと併せて、我々労働者側として、今回答申の中に盛り込んだ要望事項がございました。政府に対して要望を入れておりますが、それを直接本省の方と意見交換をするような機会を設けるように、我々の上部であります連合本部と連携をしながらそういった取組もしているということで、今まで要望しただけで終わっていましたが、それをより具現化するために少しでも前進させたいということで、そういった取組も試みているということ、少し御紹介をさせていただきます。以上です。

中野会長代理 ありがとうございます。ほかの労働者側委員、使用者側委員の方、御意見ありますか。

(なし)

中野会長代理 では、公益委員で、どなたか発言お願いできますか。

石川委員 専門部会に関わりました公益委員として、意見を述べさせていただきます。

6回の審議の中で、特に労働者側委員から毎回のよう、本当に最後まで大幅な引上げ

を求める御意見というのを承ってまいりました。その点については、今回の異議申出の内容と沿った御主張を労働者側委員はずっとされてきたと理解をしているところです。

一方で、使用者側の御主張は、急激な、そして大幅な引上げというのは、雇用の機会そのものを失わせかねないというところを危惧され、雇用の機会を守る立場から、穏当なペースでの引上げというのを使用者側は主張されてきたと理解をしています。

なかなかその間が埋まらない中で、公益委員の間でも相当議論をさせていただきましたが、公益委員見解という形で今回の金額を提示したところです。ですから、今回の異議申出の御意見については、審議の中で反映をさせてきた上での結論だと考えており、今回の異議申出に対しては、当初の答申どおり決定することが適当であると考えているところです。

中野会長代理 ありがとうございます。ほかの公益委員の方、御意見ありますか。

佐藤会長 専門部会を6回やってきて、ぎりぎりの線だったなという感想を持っております。ですから、ここから1円でも上げられるというようなものではないということなので、このまま900円でいかせていただければと考えているところです。以上です。

中野会長代理 ありがとうございます。委員の皆さん、どうも貴重な御意見をありがとうございました。

皆さんの意見をまとめてみますと、結論的には、8月9日の答申どおりの900円、その金額でいきたいと言われたと思っております。

今年の審議会では、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解、これらも十分参酌しながら、各種資料、また最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場視察等の結果を踏まえて、慎重に十分調査審議してきました。その際、労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力という地域別最低賃金の3要素のほかに、県内の雇用失業情勢や地域間の額差等の是正に留意しながら調査審議を行いました。

したがって、提出のありました異議申出の内容について、公、労、使委員からのそれぞれの意見がありましたとおり、既に十分調査審議したものであり、8月9日付けの鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）どおり決定することが適当であると思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

中野会長代理 ありがとうございます。それでは、当審議会といたしまして、8月9日付けの答申のとおり決定することが適当であるということで、答申させていただきたいと思っております。

事務局で答申文案の準備をお願いしたいと思いますが、どれくらい時間を取りますか。

片山賃金室長 5分ほどいただきたいと思います。

中野会長代理 5分間休会といたします。

〔休 会〕

中野会長代理 では、再開します。答申文案の読上げをお願いします。

市村賃金室長補佐 答申文案を読み上げます。

令和5年8月25日。鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。

当審議会は、令和5年8月25日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月9日付けの鳥取県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記、令和5年8月9日付け答申どおり決定することが適当である。

中野会長代理 ありがとうございます。

では、今の内容で、皆さん異議ないでしょうか。

（異議なし）

中野会長代理 ありがとうございます。では、案を取ったものを局長に答申したいと思います。

8月9日付け答申どおりということで、答申させていただきます。よろしくをお願いします。

平川労働局長 ありがとうございます。

〔会長代理から局長へ答申文手交〕

中野会長代理 それでは、本日の議事の1、異議申出についての内容は以上とします。

では、議事の2、その他ですが、事務局から何かありましたらお願いします。

市村賃金室長補佐 鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程及び特定最低賃金に係る審議等について説明します。

まず、鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程について、簡単に御説明します。

本日、異議審議の結果、8月9日付け答申のとおりとする旨の答申を頂きました。この後、直ちに官報公示の手続きを行いますと、官報掲載予定日が9月5日となります。9月5日を改正決定の日として、公示日から起算して30日を経過した日である10月5日に、

改正された鳥取県最低賃金が発効することとなります。

次に、特定最低賃金に係る審議等についてです。

特定最低賃金の改正決定等の必要性に係る審議については、資料2、資料3の委員による専門部会を設置し、審議していただくこととしております。以上です。

中野会長代理 ありがとうございます。

それでは、各専門部会において特定最低賃金の改正決定等の必要性に関する審議を行うこととしますが、その後について、事務局から説明をお願いします。

片山賃金室長 それでは、専門部会の日程などにつきまして、説明します。

特定最低賃金の改正につきましては、鳥取県最低賃金とは異なりまして、二段階で諮問手続きを行うこととなっています。それは、改正決定の必要性の有無に対する諮問と、金額改定に係る諮問です。

本年7月31日に開催されました第539回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取労働局長から貴会に諮問させていただきました、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る審議のための専門部会、及び、鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る審議のための専門部会を設置するため、関係労使からの専門部会委員の推薦公示を、本年8月9日から8月17日まで行ったところ、両部会とも労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の御推薦を頂き、公益委員を含めまして、委嘱の手続きを行ったところです。

本日の資料3ページに、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿、資料5ページに鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿がございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

この、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会におきまして、改正決定の必要性の有無について御審議いただく予定です。そして、専門部会で出されました専門部会報告につきまして、この鳥取地方最低賃金審議会にて御審議いただき、改正決定の必要性ありとの答申を頂きますと、鳥取労働局長は改めて二段階目に当たる金額改定の諮問を行う予定です。

この専門部会報告の審議を行うため、第542回鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会並びに鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の各委員には、現在、日程調整をお願いし

ております。

なお、審議会の開催の案内につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。以上です。

中野会長代理 ありがとうございます。皆さんの方から何か質問事項等ありましたら、お願いしたいと思います。

(なし)

中野会長代理 では、本日の審議会は終了したいと思います。

佐藤会長も、どうもオンラインでの御参加ありがとうございました。

では、終了いたします。皆さん、どうもお疲れさまでした。